

児童扶養手当

制度の目的	父母の離婚などにより父親と生計を共にしている子どもの母（または父母に代わって子どもを養育している方）、あるいは父が身体などに重度の障害がある子どもの母に対し、子どもの健やかな成長を願って支給される手当 ※ただし、年金を受給できる場合は該当しない
対象児童	18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳に達する年度末）までの児童
所得制限	有り。所得超過の場合は、手当の一部または全部が支給停止となる
手当月額	41,720円（2人目+5,000円、3人目以降+3,000円）
更新等	毎年8月に現況届を提出

ご存じですか？ 福祉の制度

●児童扶養手当に関する重要なお知らせ

児童扶養手当の支給開始月から5年または手当の支給要件に該当する月の初日から7年が経過した後、3歳未満の児童を監護する受給者については、その児童が3歳に達した日の翌月1日から5年を経過したとき）、次の要件に該当しない方は、平成20年4月から手当額が2分の1となります。

【2分の1にならない要件】

- ①働いている
- ②求職活動など、自立に向けた活動をしている
- ③一定の障害のある状態にある
- ④疾病等により働くことが困難である
- ⑤子どもや家族の介護のため、働くことが困難である

※平成15年4月1日において既に手当を受けている方、または支給要件に該当している方は、平成15年4月1日が起算日となります。

◆問い合わせ先

☎ 6573
福祉課
福社担当
有線⑤7772

特別児童扶養手当

制度の目的	心身に中程度以上の障害のある子どもを養育している父または母（または父母にかわってその子どもを養育している方）に対し、子どもの健やかな成長を願って支給される手当
対象児童	心身に中程度以上の障害のある20歳未満の方
所得制限	有り。所得超過の場合は、手当の全部が支給停止となる
手当月額	1級50,750円、2級33,800円 ※いずれも児童一人あたり
更新等	毎年8～9月に所得状況届を提出



予防接種のお知らせ

平成20年度から中学生・高校生に
麻しん風しん予防接種が始まります。



平成19年に若者の間で麻しんが流行したこと为契机に、麻しん対策の一環として新たに麻しん風しんの予防接種が始まります。進学、就職等の機会に接種していることを確認される場合がありますので、この機会にぜひ接種されることをお勧めします。

なお、対象の方には、案内通知を郵送していますので詳細は通知をご覧ください。

乳幼児・児童の予防接種は、毎月15日発行の「広報ひのおり」の「予防接種」欄でご確認ください。

●接種対象者

予防接種	対象者	学年
3期麻しん風しん 予防接種	平成7年4月2日～ 平成8年4月1日生まれ	中学1年生に 相当する学年
4期麻しん風しん 予防接種	平成2年4月2日～ 平成3年4月1日生まれ	高校3年生に 相当する学年

●接種期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日

が必要です

●自己負担金：無料（受診券が必要です）

●接種医療機関：原則として、町内指定医療機関

◆問い合わせ先
保健センター
☎ 6574
有線⑤7774